

東京都板橋区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 号

東京都板橋区情報通信技術を活用した行政の推進に関する 条例

(目的)

第 1 条 この条例は、区の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって区民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例、規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程並びに同法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 55 条第 1 項の規定に基づく東京都の条例により東京都板橋区（以下「区」という。）が処理することとされた事務について規定する東京都の条例、東京都の規則及び東京都教育委員会の規則を含む。）その他の手続等に係る区の機関等が定める根拠となる規程（次号ウに掲げる者にあつては、区の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。）をいう。

- (2) 区の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法第 2 編第 7 章の規定に基づいて置かれる区の執行機関又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって、法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 区の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関等に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（区の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））とその手続等の相手方の使用に係る

電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。) を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける区の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該区の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料その他の収入金の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料その他の収入金の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところに

より、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適

当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、区の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(区の機関等による情報システムの整備等)

第9条 区の機関等は、手続等における情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な情報システムの整備その他必要な措置（第3項において「情報システムの整備等」という。）を講ずるよう努めなければならない。

2 区の機関等は、情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 区の機関等は、情報システムの整備等の実施に当たっては、当該情報システムの整備等に係る手続等及びこれに関連する区の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを図るよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 区長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる区の機関等に係る申請等及び処分通知等その他のこの条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(東京都板橋区行政手続条例の一部改正)

2 東京都板橋区行政手続条例（平成7年板橋区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(東京都板橋区個人情報保護法施行条例の一部改正)

第 1 条 東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和 4 年板橋区条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 条第 3 項及び第 4 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年板橋区条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 条第 2 項及び第 3 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東京都板橋区議会個人情報保護条例の一部改正)

第 3 条 東京都板橋区議会個人情報保護条例（令和 4 年板橋区条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 3 条から第 5 5 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の分限に関する条例（昭和 3 5 年板橋区条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 5 条 職員の給与に関する条例（昭和 3 5 年板橋区条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第25条の2第3号及び第4号並びに第25条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 職員の退職手当に関する条例(昭和35年板橋区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号及び第5項第2号、第18条の見出し及び同条第1項第1号、第19条第1項第1号並びに第21条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(東京都板橋区特別区税条例の一部改正)

第7条 東京都板橋区特別区税条例(昭和39年板橋区条例第47号)の一部を次のように改正する。

第66条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東京都板橋区プールの衛生管理等に関する条例の一部改正)

第8条 東京都板橋区プールの衛生管理等に関する条例(昭和50年板橋区条例第9号)の一部を次のように改正する。

第10条中「一」を「いずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年板橋区条例第31号)の一部を次のように改正する。

第28条第3号及び第4号並びに第29条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお

従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

- ４ 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- ５ この条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。次項及び付則第７項において同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第５条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第２５条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- ６ この条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第６条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第１７条第１項及び第５項、第１８条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第２１条第４項並びに職員の退職手当に関

する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

- 7 この条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第9条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

- 8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、板橋区規則（第3条の規定に関する経過措置にあつては板橋区議会規則、第9条の規定に関する経過措置にあつては板橋区教育委員会規則）で定める。ただし、第4条、第5条又は第9条の規定に関する経過措置を定める場合には、あらかじめ特別区人事委員会の承認を得なければならない。

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 3 号

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例

東京都板橋区職員定数条例（昭和 5 0 年板橋区条例第 4 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|------------|
| (1) 区長の事務部局の職員 | 3, 2 5 6 人 |
| (うち 3 8 5 人は、福祉事務所の職員の定数とする。) | |
| (2) 議会の事務部局の職員 | 1 8 人 |
| (3) 教育委員会の事務部局の職員 | 2 1 2 人 |
| (4) 教育委員会の所管に属する学校の職員 | 1 0 7 人 |
| (うち 6 人は、幼稚園教諭の定数とする。) | |
| (5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 | 1 1 人 |
| (6) 監査委員の事務部局の職員 | 1 1 人 |
| 合 計 | 3, 6 1 5 人 |

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 4 号

東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1
年板橋区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「（徴収業務に従事する者については、日額及び月額）」
を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

額の種別		時間額	日 額	月 額
職員の種別				
医療業務に従事する者		11,000 円	31,000 円	568,000 円
医療業務以外 の業務に従事 する者	特に高度な知 識経験又は資 格を要する業 務に従事する 者		31,000 円	350,000 円
	その他の者	2,000 円	21,000 円	256,000 円

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 5 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 3 5 年板橋区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 8 項第 4 号中「職業に就いた者」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第 1 2 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付則第 1 3 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第 1 3 条第 8 項第 4 号（同条第 9 項において準用する場合を含む。）及び同条第 1 2 項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

東京都板橋区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 6 号

東京都板橋区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

東京都板橋区公衆浴場法施行条例（平成 2 4 年板橋区条例第 9 号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号ただし書中「または」を「又は」に改め、同号ウ
中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 7 号

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和 4 年板橋区条例第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

本則中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

第 1 5 条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 5 条の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都板橋区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 8 号

東京都板橋区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 6 年板橋区条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

付則第 2 項中「で定める規定」を「に定める基準」に改め、「令和 8 年 3 月 3 1 日」の次に「（次項において「経過措置期限」という。）」を加える。

付則中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 区は、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、創意と工夫を行ってもなおこの条例に定める基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合であって、職員の確保に係る計画を策定したときは、条例で定めるところにより、経過措置期限を延長することができる。この場合においては、延長後の経過措置期限は、この条例の施行の日から起算して 4 年を超えることができない。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 9 号

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 4 年板橋区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書及び第 4 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 0 号

東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例（令和 4 年板橋区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正
する。

第 5 条第 1 項ただし書及び第 5 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 1 号

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成 2 6 年板橋区条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改
める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

東京都板橋区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 2 号

東京都板橋区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都板橋区道路占用料等徴収条例（昭和 4 7 年板橋区条例第 2 3 号）
の一部を次のように改正する。

別表法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「9， 3 5 0」を
「9， 7 4 0」に、「1 4， 3 0 0」を「1 4， 9 0 0」に、「1 9，
3 0 0」を「2 0， 1 0 0」に、「7， 7 2 0」を「8， 6 9 0」に、
「1 2， 4 0 0」を「1 3， 9 0 0」に、「1 7， 0 0 0」を「1 9，

「

」
1 0 0」に、

を「8， 1
8 0」を「8， 5 2 0」に、「5， 0 1 0」を「5， 2 1 0」に、「1
6， 7 0 0」を「1 7， 3 0 0」に、「2 3， 4 0 0」を「2 4， 6 0
0」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中「1 9 0」

「

」
を「2 0 0」に、「3 4 0」を「3 6 0」に、
「

」に、「1， 0 0 0」を「1， 0 4 0」に、「1，

「500」を「1, 560」に、「2, 000」を「2, 080」に、「3, 500」を「3, 650」に、「5, 010」を「5, 210」に、「10, 000」を「10, 400」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「14, 800」を「17, 300」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「16, 700」を「17, 300」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「11, 700」を「12, 300」に、「7, 020」を「7, 400」に、「10, 400」を「11, 000」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「230」を「240」に、「23, 400」を「24, 600」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「23, 400」を「24, 600」に、「13, 300」を「13, 900」に、「230」を「240」に、「234, 000」を「246, 700」に、「117, 000」を「123, 300」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「16, 700」を「17, 300」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の項中「23, 400」を「24, 600」に、「8, 640」を「10, 300」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の項中「16, 700」を「17, 300」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 3 号

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立公園条例（昭和 3 6 年板橋区条例第 1 2 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 1 土地の項中「1, 2 2 8 円」を「1, 2 7 9 円」に改める。

別表第 2 中	「	1, 8 5 6 円	「	1, 9 3 3 円	に改める。
		1, 1 0 0 円		1, 1 4 5 円	
		1 6 5 円		1 7 1 円	
		4 1 2 円		4 2 9 円	
		8 2 5 円		8 5 9 円	
		1 3 7 円		1 4 3 円	
		1 6 5 円		1 7 1 円	
		4 1 2 円		4 2 9 円	
		8 2 5 円		8 5 9 円	
		1, 3 7 5 円		1, 4 3 2 円	
		1, 3 7 5 円		1, 4 3 2 円	
		5 5 0 円		5 7 2 円	
		1, 3 7 5 円		1, 4 3 2 円	
		1, 0 3 8 円		1, 2 4 5 円	
		4 1 2 円		4 2 9 円	
		6 8 7 円		7 1 6 円	
		1, 1 8 4 円		1, 4 2 0 円	
		1 0, 8 0 0 円		1 1, 2 8 0 円	
		1, 9 1 2 円		1, 9 9 7 円	
		1 6, 8 7 5 円		1 7, 6 2 5 円	
		4 5 円		4 7 円	
		4 5 円		4 7 円	
		」		」	

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用及び占用の期間に係る使用料及び占用料について適用し、同日前の使用及び占用の期間に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

東京都板橋区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 4 号

東京都板橋区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

東京都板橋区公共溝渠管理条例（昭和 2 8 年板橋区条例第 2 3 号）の
一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「4 1 0 円」を「4 3 0 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 9 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 5 号

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例（昭和 5 8 年板橋区条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 大和町 3 6 番仮自転車駐車場の項を削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大山駅東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 16 号

大山駅東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大山駅東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 27 年板橋区条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「計画図」を「計画図 1」に改める。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

建築物の延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、計画地区の区分に応じて、別表（い）欄に掲げる数値以下でなければならない。

第 5 条第 1 項中「遊座大山商店街地区」の次に「及び駅前地区①」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、巡査派出所、公衆電話所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地には、適用しない。

第 5 条第 2 項中「前項」を「前項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「第 1 項」を「第 1 項本文」に改める。

第 6 条中「別表（い）欄」を「別表（う）欄」に改める。

第 7 条第 1 項中「別表（う）欄」を「別表（え）欄」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項本文」に改め、同条第 2 項中「第 4 条第 1 項本文」を「第 4 条第 1 項」に、「同項本文」を「同項」に改める。

第 9 条第 1 項及び第 13 条第 2 項中「第 4 条第 1 項本文、第 5 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項本文」に改める。

第15条第1項第1号中「又は第5条第1項」を「又は第5条第1項本文」に、「、第5条第1項」を「、同項本文」に改め、同項第2号中「第4条第1項本文」を「第4条第1項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第4条、第6条及び第7条関係）

計 画 地 区 の 区 分	(あ)	(い)	(う)	(え)
	建築してはならない建築物	容積率の最高限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度
住宅地区 ①	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項各号に定める店舗型性風俗特殊営業の用途に供するものの	—	隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、敷地面積が60平方メートル以上の場合は、0.5メートル以上とする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の各部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	17メートル ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値とする。 (1) 500平方メートル以上1,000平方メートル未満の敷地は、25メートル
	2 風営法第2条第9項に定める店舗型電話異			(2) 1,000平方メートル以上の敷地は、3

	性紹介営業 の用途に供 するもの 3 風営法第 2 条第 1 1 項に定める 特定遊興飲 食店営業の 用途に供す るもの	(1) 物置そ の他これ に類する 用途（自 動車車庫 を除く。） に供し、 軒の高さ が 2. 3 メートル 以下で、 かつ、床 面積の合 計が 5 平 方メートル 以内で あるもの (2) 自動車 車庫（階 数が 2 以 上のもの を除く。） (3) 床面積 に算入さ れない出 窓の部分 で、外壁 又はこれ に代わる	5 メートル
住宅地区 ②	1 風営法第 2 条第 6 項 各号に定め る店舗型性 風俗特殊営 業の用途に 供するもの 2 風営法第 2 条第 9 項 に定める店 舗型電話異 性紹介営業 の用途に供 するもの		
駅前周辺 住宅地区	3 風営法第 2 条第 1 1 項に定める 特定遊興飲 食店営業の		3 5 メートル

	用途に供するもの		柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの	
	4 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所その他これらに類するもの			
	5 ぱちんこ屋その他これに類するもの。ただし、地区計画の決定の告示日において、現に使用されている建築物の敷地で当該用途に供するものについては、適用しない。			
	6 マージャン屋、射的場、カラオケボックス			

	その他これらに類するもの			
遊座大山 商店街地区	1 風営法第2条第6項各号に定める店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの 2 風営法第2条第9項に定める店舗型電話異性紹介営業の用途に供するもの 3 風営法第2条第11項に定める特定遊興飲食店営業の用途に供するもの	地区計画の計画図3に示す1号壁面線が定められている敷地においては、10分の40とする。ただし、山手通りの道路境界から30メートルの区域内に存する敷地は、この限りでない。	地区計画の計画図3に示す1号壁面線が定められている敷地においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面及び当該建築物に付属する門又は塀の面から道路境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。ただし、高さ13メートルを超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、2メートル以上とする。	25メートル ただし、山手通りの道路境界から30メートルの区域は、60メートルとする。
駅前地区 ①	4 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売	地区計画の計画図3に示す1号壁面線が定められている敷地においては、法第	に代わる柱の面から道路境界線までの距離は、2メートル以上とする。	35メートル

	所その他これらに類するもの	5 2 条第 2 項に規定する前面道路の幅員のメートルの数値に 0. 5（当該敷地の前面道路の反対側の敷地に壁面線の指定がある場合は 1）を加えたものに 1 0 分の 6 を乗じて得たものと 1 0 分の 5 0 のいずれか小さい方の数値と適用しない。		
5	ぱちんこ屋その他これに類するもの。ただし、地区計画の決定の告示日において、現に使用されている建築物の敷地で当該用途に供するものについては、			
6	地区計画の計画図 2 に示す区画道路 5 号及び 6 号に面する建築物の地上 1 階部分が、住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿（			

	これらに付 属する自動 車車庫を含 む。) 若し くは倉庫業 を営む倉庫 (以下「住 宅等」とい う。) の用 途に供する もの。ただ し、住宅等 の出入り口 に類するも の若しくは 敷地の形態 上又は用途 上やむを得 ないと区長 が認めるも のは、この 限りでない。			
駅前地区 ②	1 風営法第 2 条第 6 項 各号に定め る店舗型性 風俗特殊営	—	—	4 5 メートル

補助26号 線沿道地区	業の用途に 供するもの		40メートル
山手通り 沿道地区 ①	2 風営法第 2条第9項 に定める店 舗型電話異 性紹介営業 の用途に供 するもの		60メートル
山手通り 沿道地区 ②	3 風営法第 2条第11項に定める 特定遊興飲 食店営業の 用途に供す るもの		45メートル
近隣商業 地区①	4 勝馬投票 券発売所、 場外車券売 場及び勝舟 投票券発売 所その他こ れらに類す るもの		35メートル
近隣商業 地区②	5 ぱちんこ 屋その他こ れに類する もの。ただ し、地区計		40メートル

	画の決定の 告示日にお いて、現に 使用されて いる建築物 の敷地で当 該用途に供 するものに ついては、 適用しない。			
--	---	--	--	--

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例の一部
を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 7 号

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する
条例の一部を改正する条例

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例（平成
2 7 年板橋区条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第
7 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 8 号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成 1 2 年板橋区条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 0 7 の項中「建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 9 条の 3 に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査」を「同項ただし書第 1 号及び第 2 号に規定する確認審査」に、「5, 6 0 0 円」を「6, 9 0 0 円」に、「9, 4 0 0 円」を「1 3, 0 0 0 円」に、「1 4, 0 0 0 円」を「2 1, 0 0 0 円」に、「1 9, 0 0 0 円」を「2 5, 0 0 0 円」に改め、同表 1 1 0 の項中「第 1 8 条第 4 項ただし書」を「第 1 8 条第 5 項ただし書」に改め、同表 1 1 5 の項中「1 1, 0 0 0 円」を「1 5, 0 0 0 円」に、「1 2, 0 0 0 円」を「1 7, 0 0 0 円」に、「1 6, 0 0 0 円」を「2 5, 0 0 0 円」に、「2 3, 0 0 0 円」を「3 1, 0 0 0 円」に改め、同表 1 1 9 の項中「9, 9 0 0 円」を「1 2, 0 0 0 円」に、「1 1, 0 0 0 円」を「1 6, 0 0 0 円」に、「ものは 1 5, 0 0 0 円」を「ものは 2 3, 0 0 0 円」に、「2 1, 0 0 0 円」を「2 9, 0 0 0 円」に改め、同表 1 2 5 の 3 の項中「第 1 8 条第 4 項ただし書」を「第 1 8 条第 5 項ただし書」に、「5, 6 0 0 円」を「6, 9 0 0 円」に、「9, 4 0 0 円」を「1 3, 0 0 0 円」に、「1 4, 0 0 0 円」を「2 1, 0 0 0 円」に、「1 9, 0 0 0 円」を「2 5, 0 0 0 円」に改め、同表 1 2 5 の 8 の項中「第 1 8 条第 1 7 項」を「第 1 8 条第 2 1 項」に、「1 1, 0 0 0 円」を「1 5, 0 0 0 円」に、「1 2, 0 0 0 円」を「1 7, 0 0 0 円」に、「1 6, 0 0 0 円」を「2 5, 0 0 0 円」に、「2 3, 0 0 0 円」を「3 1, 0 0 0 円」に改め、同表 1 2 5 の 9 の項から 1 2

5の11の項までの規定中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表125の12の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「9,900円」を「12,000円」に、「11,000円」を「16,000円」に、「ものは15,000円」を「ものは23,000円」に、「21,000円」を「29,000円」に改め、同表125の13の項及び125の14の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表125の15の項から125の17の項までの規定中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表125の18の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表125の19の項中「第18条第24項第2号」を「第18条第38項第2号」に改め、同表155の2の項中「建築基準法施行令」の次に「(昭和25年政令第338号)」を加え、同表170の項額の欄を次のように改める。

次の1及び2に掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について125の3の項に掲げる額（特定建築基準適合審査をするよう申出があった場合においては一の建築物について108の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の4の項又は125の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）

1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）

が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）

5,800円

(2) (1)以外の建築物

次のア及びイに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ

れ定める額

ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは52,800円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは94,700円、10,000平方メートルのものは119,000円

イ 非住宅部分（基準省令第1条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,500円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは31,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは94,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは149,000円、10,000平方メートルのものは188,000円

2 その他の場合

(1) 一戸建て住宅

ア 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,700円、200平方メートル以上のものは22,20

0 円

イ 仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を基準省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、171の項、172の3の項及び172の4の項において同じ。）による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは30,100円、200平方メートル以上のものは33,200円

ウ 標準計算法（基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、171の項、172の3の項及び172の4の項において同じ。）による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは40,200円、200平方メートル以上のものは44,900円

(2) (1)以外の建築物

次のア及びイに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 住宅部分

(ア) 誘導仕様基準による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは38,700円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは66,900円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは120,000円、5,000平方メートル以上のものは183,000

円

(イ) 仕様・計算併用法による場合

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものは 59,800 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものは 100,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものは 175,000 円、5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のものは 256,000 円、10,000 平方メートルのものは 304,000 円

(ウ) 標準計算法による場合

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものは 81,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものは 135,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものは 229,000 円、5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のものは 329,000 円、10,000 平方メートルのものは 390,000 円

イ 非住宅部分

(ア) モデル建物法（基準省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準により評価する方法をいう。171 の項、172 の 3 の項、172 の 4 の項において同じ。）による場合

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものは 102,000 円、300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のものは 129,000 円、1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものは 171,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものは 276,000 円、5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のものは 361,000 円、10,000 平方メートルのものは 434,000 円

- (イ) 標準入力法等（基準省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。171の項、172の3の項、172の4の項において同じ。）による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは266,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは334,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは431,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは615,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは758,000円、10,000平方メートルのものは896,000円

別表171の項額の欄を次のように改める。

次の1及び2に掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について125の3の項に掲げる額（特定建築基準適合審査をするよう申出があった場合においては一の建築物について108の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の4の項又は125の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）

- 1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

- (1) 一戸建て住宅

4,100円

- (2) (1)以外の建築物

次のア及びイに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 住宅部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは37,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは66,500円、10,000平方メートルのものは83,500円

イ 非住宅部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは13,800円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは22,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは66,100円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは104,000円、10,000平方メートルのものは132,000円

2 その他の場合

(1) 一戸建て住宅

ア 誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは14,300円、200平方メートル以上のものは15,100円

イ 仕様・計算併用法による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは21,100円、200平方メートル以上のものは23,300円

ウ 標準計算法による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは

28,300円、200平方メートル以上のものは31,500円

(2) (1)以外の建築物

次のア及びイに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 住宅部分

(ア) 誘導仕様基準による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは26,800円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは46,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは84,800円、5,000平方メートル以上のものは127,000円

(イ) 仕様・計算併用法による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは42,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは70,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは122,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは179,000円、10,000平方メートルのものは213,000円

(ウ) 標準計算法による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは56,800円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは94,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは161,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは231,000円、10,000平方メートルのものは273,000円

イ 非住宅部分

(ア) モデル建物法による場合

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものは 71,600 円、300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のものは 91,100 円、1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものは 119,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものは 193,000 円、5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のものは 253,000 円、10,000 平方メートルのものは 304,000 円

(イ) 標準入力法等による場合

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものは 186,000 円、300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のものは 234,000 円、1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものは 301,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものは 430,000 円、5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のものは 531,000 円、10,000 平方メートルのものは 627,000 円

別表 172 の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項」に改め、同項額の欄を次のように改める。

次の 1 及び 2 に掲げる区分に応じ、1 件につき、次に掲げる額

- 1 計画提出又は計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

(1) 一戸建て住宅

5, 800円

(2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

170の項1(2)アに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

イ 非住宅部分

170の項1(2)イに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

2 1以外の場合

(1) 一戸建て住宅

ア 仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20, 700円、200平方メートル以上のものは22, 200円

イ 仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を、仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号ロ(1)若しくは基準省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは基準省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、172の2の項及び172の6の項において同じ。）による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは30, 100円、200平方メートル以上のものは33, 200円

0 円

ウ 標準計算法（基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法又は第 10 条第 2 号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、172 の 2 の項及び 172 の 6 の項において同じ。）による場合

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のものは 40, 200 円、200 平方メートル以上のものは 44, 900 円

(2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合

170 の項 2 (2)ア(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

(イ) 仕様・計算併用法による場合

170 の項 2 (2)ア(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

(ウ) 標準計算法による場合

170 の項 2 (2)ア(ウ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

イ 非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合における当該非住宅部分

170 の項 1 (2)イに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

ウ イ以外の非住宅部分

(ア) モデル建物法（基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準により評価する方法をいう。172 の 2 の項及び 172 の 6 の項において同じ。）による場合

170の項2(2)イ(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

- (イ) 標準入力法等（基準省令第1条第1項第1号イの基準により評価する方法をいう。172の2の項及び172の6の項において同じ。）による場合

170の項2(2)イ(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

別表172の2の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同項額の欄を次のように改める。

次の1及び2に掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額

- 1 変更計画提出又は変更計画通知に併せて建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

- (1) 一戸建て住宅

4,100円

- (2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

171の項1(2)アに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

イ 非住宅部分

171の項1(2)イに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

- 2 1以外の場合

- (1) 一戸建て住宅

ア 仕様基準又は誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは
14,300円、200平方メートル以上のものは15,100円

0 円

イ 仕様・計算併用法による場合

当該住宅の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のものは
2 1, 1 0 0 円、2 0 0 平方メートル以上のものは 2 3, 3 0
0 円

ウ 標準計算法による場合

当該住宅の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のものは
2 8, 3 0 0 円、2 0 0 平方メートル以上のものは 3 1, 5 0
0 円

(2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合

1 7 1 の項 2 (2)ア(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

(イ) 仕様・計算併用法による場合

1 7 1 の項 2 (2)ア(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

(ウ) 標準計算法による場合

1 7 1 の項 2 (2)ア(ウ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

イ 非住宅部分の用途が工場等のみの場合における当該非住宅部
分

1 7 1 の項 1 (2)イに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それ
ぞれ定める額

ウ イ以外の非住宅部分

(ア) モデル建物法による場合

1 7 1 の項 2 (2)イ(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

(イ) 標準入力法等による場合

171の項2(2)イ(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

別表172の3の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項」に改め、同項額の欄を次のように改める。

次の1及び2に掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について125の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに108の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の4の項又は125の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）

1 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

(1) 一戸建て住宅

5,800円

(2) (1)以外の建築物

次のア及びイに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 住宅部分

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは52,800円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

は 94,700 円、10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のものは 119,000 円、25,000 平方メートル以上のものは 148,000 円

イ 非住宅部分

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものは 11,300 円、300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のものは 19,500 円、1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものは 31,600 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものは 94,300 円、5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のものは 149,000 円、10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のものは 188,000 円、25,000 平方メートル以上のものは 235,000 円

2 1 以外の場合

(1) 一戸建て住宅

ア 誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のものは 20,700 円、200 平方メートル以上のものは 22,200 円

イ 仕様・計算併用法による場合

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のものは 30,100 円、200 平方メートル以上のものは 33,200 円

ウ 標準計算法による場合

当該住宅の床面積の合計が 200 平方メートル未満のものは 40,200 円、200 平方メートル以上のものは 44,900 円

(2) (1)以外の建築物

次のア及びイに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 住宅部分

(ア) 誘導仕様基準による場合

170の項2(2)ア(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

(イ) 仕様・計算併用法による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは59,800円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは100,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは175,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは256,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは304,000円、25,000平方メートル以上のものは354,000円

(ウ) 標準計算法による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは81,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは135,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは229,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは329,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは390,000円、25,000平方メートル以上のものは449,000円

イ 非住宅部分

(ア) モデル建物法による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

は 1 0 2, 0 0 0 円、3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のものは 1 2 9, 0 0 0 円、1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のものは 1 7 1, 0 0 0 円、2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のものは 2 7 6, 0 0 0 円、5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のものは 3 6 1, 0 0 0 円、1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のものは 4 3 4, 0 0 0 円、2 5, 0 0 0 平方メートル以上のものは 5 0 9, 0 0 0 円

(イ) 標準入力法等による場合

当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のものは 2 6 6, 0 0 0 円、3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のものは 3 3 4, 0 0 0 円、1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のものは 4 3 1, 0 0 0 円、2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のものは 6 1 5, 0 0 0 円、5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のものは 7 5 8, 0 0 0 円、1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のものは 8 9 6, 0 0 0 円、2 5, 0 0 0 平方メートル以上のものは 1, 0 2 0, 0 0 0 円

別表 1 7 2 の 4 の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 6 条第 1 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 1 条第 1 項」に改め、同項額の欄を次のように改める。

次の 1 及び 2 に掲げる区分に応じ、1 件につき、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 1 条第 2 項において準用する同法第 3 0 条第 2 項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について 1 2 5 の 3 の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合

においては当該部分ごとに１０８の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について１２５の４の項又は１２５の５の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）

１ 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

(１) 一戸建て住宅

４，１００円

(２) (１)以外の建築物

ア 住宅部分

当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは８，０００円、３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１６，７００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは３７，０００円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは６６，５００円、１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは８３，５００円、２５，０００平方メートル以上のものは１０３，０００円

イ 非住宅部分

当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは８，０００円、３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１３，８００円、１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２２，２００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは６６，１００円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１０４，０００円、１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１３２，０００円、２５，０００平方メートル以上のものは１６５，００

0 円

2 1 以外の場合

(1) 一戸建て住宅

ア 誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のものは
1 4, 3 0 0 円、2 0 0 平方メートル以上のものは 1 5, 1 0
0 円

イ 仕様・計算併用法による場合

当該住宅の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のものは
2 1, 1 0 0 円、2 0 0 平方メートル以上のものは 2 3, 3 0
0 円

ウ 標準計算法による場合

当該住宅の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のものは
2 8, 3 0 0 円、2 0 0 平方メートル以上のものは 3 1, 5 0
0 円

(2) (1)以外の建築物

次のア及びイに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞ
れ定める額

ア 住宅部分

(ア) 誘導仕様基準による場合

1 7 1 の項 2 (2) ア (ア) に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

(イ) 仕様・計算併用法による場合

当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のものは
4 2, 0 0 0 円、3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方
メートル未満のものは 7 0, 5 0 0 円、2, 0 0 0 平方メー
トル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のものは 1 2 2, 0 0
0 円、5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メー
トル未満のものは 1 7 9, 0 0 0 円、1 0, 0 0 0 平方メー

ル以上 25,000 平方メートル未満のものは 213,000 円、25,000 平方メートル以上のものは 248,000 円

(ウ) 標準計算法による場合

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものは 56,800 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものは 94,600 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものは 161,000 円、5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のものは 231,000 円、10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のものは 273,000 円、25,000 平方メートル以上のものは 314,000 円

イ 非住宅部分

(ア) モデル建物法による場合

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものは 71,600 円、300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のものは 91,100 円、1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものは 119,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものは 193,000 円、5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のものは 253,000 円、10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のものは 304,000 円、25,000 平方メートル以上のものは 357,000 円

(イ) 標準入力法等による場合

当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものは 186,000 円、300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のものは 234,000 円、1,000 平方

メートル以上2,000平方メートル未満のものは301,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは430,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは531,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは627,000円、25,000平方メートル以上のものは715,000円

別表172の5の項を次のように改める。

172の5 削除

別表172の6の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条」に改め、同項額の欄を次のように改める。

次の1及び2に掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額

1 軽微な変更に該当していることの証明の申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に掲げる軽微な変更に該当していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

(1) 一戸建て住宅

4,100円

(2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

171の項1(2)アに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

イ 非住宅部分

171の項1(2)イに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

2 1以外の場合

(1) 一戸建て住宅

ア 仕様基準又は誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは14,300円、200平方メートル以上のものは15,100円

イ 仕様・計算併用法による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは21,100円、200平方メートル以上のものは23,300円

ウ 標準計算法による場合

当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のものは28,300円、200平方メートル以上のものは31,500円

(2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合

171の項2(2)ア(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

(イ) 仕様・計算併用法による場合

171の項2(2)ア(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

(ウ) 標準計算法による場合

171の項2(2)ア(ウ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

イ 非住宅部分の用途が工場等のみの場合における当該非住宅部分

171の項1(2)イに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ定める額

ウ イ以外の非住宅部分

(ア) モデル建物法による場合

171の項2(2)イ(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

(イ) 標準入力法等による場合

171の項2(2)イ(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、
それぞれ定める額

別表に次のように加える。

172の7 建築物 のエネルギー消費 性能の向上等に関 する法律第11条 第1項ただし書又 は第12条第2項 ただし書の規定に 基づく建築物エネ ルギー消費性能基 準に適合するかの 審査（同法第11 条に規定する特定 建築行為が建築物 のエネルギー消費 性能の向上等に関 する法律施行規則 第2条第1項第1 号イ又はロに該当 する場合に限る。）	建築基準法 第6条第4 項及び同法 第18条第 3項に基づ く審査の中 で行う仕様 基準又は誘 導仕様基準 審査手数料	次の1及び2に掲げる区分に応じ、 1件につき、次に掲げる額 1 一戸建て住宅 当該住宅の床面積の合計が3 0平方メートル以内のものは2, 500円、30平方メートルを 超え100平方メートル以内の ものは4,700円、100平 方メートルを超え200平方メ ートル以内のものは7,800 円、200平方メートルを超え るものは9,400円 2 一戸建て住宅以外の建築物の 住宅部分 当該部分の床面積の合計が3 0平方メートル以内のものは4, 300円、30平方メートルを 超え100平方メートル以内の ものは8,200円、100平 方メートルを超え200平方メ ートル以内のものは13,30 0円、200平方メートルを超
--	--	---

		え 5 0 0 平方メートル以内のものは 1 5, 9 0 0 円、5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のものは 2 2, 3 0 0 円、1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のものは 3 1, 3 0 0 円、2, 0 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内のものは 5 0, 1 0 0 円、5, 0 0 0 平方メートルを超えるものは 6 8, 9 0 0 円
--	--	--

別表備考第 1 号中「省令」を「基準省令」に改め、「建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料」を削り、「証明手数料」の次に「（以下「適合性判定手数料等」という。）」を加え、「1 7 2 の項 2 (2)、1 7 2 の 2 の項 2 (2)、1 7 2 の 5 の項 2 (2)イ(イ)又は 1 7 2 の 6 の項 2 (2)」を「1 7 2 の項 2 (2)ウ(イ)、1 7 2 の 2 の項 2 (2)ウ(イ)又は 1 7 2 の 6 の項 2 (2)ウ(イ)」に改め、同表備考第 2 号中「省令」を「基準省令」に、「向上の一層」を「一層の向上」に改め、同表備考第 3 号及び第 4 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条第 3 項各号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 9 条第 3 項各号」に改め、同表備考第 5 号を削り、同表備考第 6 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 2 8 年政令第 8 号）第 4 条第 1 項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が 2 0 分の 1 以上であるもの」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 2 8 年政令第 8 号）第 3 条に規定する内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって常時

外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の20分の1以上であるもの」に、「非住宅部分」を「建築物の部分」に改め、同号を同表備考第5号とし、同表備考第7号を同表備考第6号とし、同表備考第8号を削り、同表備考第9号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号」に改め、同号を同表備考第7号とし、同表備考第10号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号」に改め、同号を同表備考第8号とし、同表備考第11号中「向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）」を「適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）」に、「共同住宅」を「一戸建て住宅以外の住宅」に、「住戸部分の額に」を「住戸部分と」に、「額を加算した」を「床面積の合計により算出した」に改め、同号を同表備考第9号とし、同表備考第12号中「向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）」を「適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）」に、「共同住宅」を「一戸建て住宅以外の住宅」に、「額を加算しないもの」を「床面積を除いた床面積の合計により算出した額」に改め、同号を同表備考第10号とし、同表備考に次の1号を加える。

- 11 複合建築物（住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。）の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅

部分の適合性判定手数料等の額は、１７２の項２(２)イ、１７２の２の項２(２)イ又は１７２の６の項２(２)イに掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

付 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表１１０の項の改正規定、同表１２５の３の項の改正規定（「第１８条第４項ただし書」を「第１８条第５項ただし書」に改める部分に限る。）、同表１２５の８の項の改正規定（「第１８条第１７項」を「第１８条第２１項」に改める部分に限る。）、同表１２５の９の項から１２５の１１の項までの改正規定、同表１２５の１２の項の改正規定（「第１８条第１７項」を「第１８条第２１項」に改める部分に限る。）、同表１２５の１３の項から１２５の１９の項までの改正規定は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 1 9 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 0 年板橋区条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3（見出しを含む。）中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第 9 条の 4 の見出しを削る。

第 1 5 条第 1 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 1 6 条の 4 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年板橋区条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定を次のように改める。

第 1 6 条の 2 の次に次の 3 条を加える。

(子育て部分休暇)

第 1 6 条の 3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子

をいう。)を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

- 2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の区規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、区規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条及び

次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 2 0 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等
の一部を改正する条例

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 2 年板橋区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 2（見出しを含む。）中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第 1 1 条の 3 の見出しを削る。

第 1 7 条第 1 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 1 8 条の 4 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年板橋区条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定を次のように改める。

第 1 8 条の 2 の次に次の 3 条を加える。

(子育て部分休暇)

第 1 8 条の 3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある当該職員の子（

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

- 2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 第 1 条の規定による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 11 条の 2 第 1 項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 2 1 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 3 5 年板橋区条例第 1 0 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項中「、第 1 1 条の 3」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年板橋区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

付則第 9 項中「、第 1 1 条の 3」を削る。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 2 2 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年板橋区条例第 3 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 2 条の 2 の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第 1 2 条及び第 1 4 条」を「及び第 1 2 条」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年板橋区条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

付則第 9 項中「、第 1 2 条及び第 1 4 条」を「及び第 1 2 条」に改める。